

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集 ー広帯域電力線搬送通信設備の高度化等ー」
 に対して提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
 （意見募集期間：令和2年12月25日～令和3年1月28日）

提出件数 13 件（法人・団体等 10 件、個人 3 件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	HD-PLCアライアンス	<p>広帯域電力線搬送通信設備に関する過去の屋内及び屋外への利用拡大の法制化には、大変感謝しております。</p> <p>少子高齢化対応を含めたIoT社会の到来が進む中、HD-PLCアライアンス 会員企業及びその顧客や一般企業利用者では広帯域電力線搬送通信設備によるIoT利活用事例が大きく増加しており、今後も更なる活用用途の拡大が期待されています。</p> <p>今回の広帯域電力線搬送通信設備の利用範囲の拡大内容によって、工場、施設などや鋼船などで使用可能になれば、さらに、日本におけるこの分野でのIoT化の進展に大きく貢献できると考えます。</p> <p>また、現行法の解釈を明確化していただいたことにより、地中・水中などでの活用範囲が広がり、この分野で要望されているIoT化にもさらに貢献できると考えます。</p> <p>利用拡大につながる今回の改正内容で制度化されることを切望致します。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
2	個人	<p>【・電波法施行規則等の一部を改正する省令案 3頁 「別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事」】</p> <p>高周波発生装置の全部の取替において、一定の条件を満たす場合は許可を要しないとする案は、合理的な内容であり、賛成。</p> <p>故障や消耗など予測不能な事態が発生した際、許可済み装置と同等品または後継品へ取替となるケースが多いが、改めて許可を受けるまで（標準処理期間：一ヶ月）設備を稼働させることができず、生産性が低下するため、本改正によるメリットは大きい。</p> <p>また、近年、高周波発生装置の普及により台数が非常に増えてきており、紙の手続きは負担が大きいことから、電子化を早急に進めていただきたい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>手続の電子化に関するご意見については、今後の施策における参考とさせていただきます。</p>	無
3	一般社団法人日本船用工業会	<p>「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集 広帯域電力線搬送通信設備の高度化等」に関し、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>私ども（一社）日本船用工業会は、船舶用機器及びその他船舶に関連する工業の進歩発展を図り、我が国経済の発展に寄与することを目的に設立され、現在普通会員252</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>社、賛助会員72社が加盟しております。</p> <p>四方を海に囲まれた我が国にとって、海運・造船・船用工業等の海事産業は、国民生活及び産業活動を支える基盤としてなくてはならないものです。現在、各分野において、IoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が始まりつつありますが、海事業界においても、船陸間通信の発展と相まって、こうした新技術を活用した陸上からの船内機器の遠隔監視や自動運航船の技術開発が進められているほか、船員の労働環境（通信環境）改善、観光需要の高まりを受けてフェリーやクルーズ船等で旅客向けのインターネット環境やエンターテインメントの充実などが求められています。</p> <p>こうした新技術を導入するためには、船内でのネットワーク環境の構築が大前提となりますが、船内は各区画が鋼製隔壁等で区切られているため、LANケーブルの敷設工事だけでも多くの工期と費用が発生することがネックとなり、未だに船内LANは普及しておらず、上記新技術導入の障壁となっています。</p> <p>今般、総務省において、「鋼船での屋内PLC設備の利用を可能とする」電波法施行規則等の一部を改正する省令等がまとめられたことは大変意義のあることであり、船内LAN環境改善の起爆剤となるものと大いに期待しております。これによって、船舶へのLAN導入が進むとともに、将来的には船内のあらゆる機器がネットワークを通して陸上ともつながり、海事分野におけるIoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が促進され、自動運航船の実現、運航の最適化による燃費削減・温室効果ガス削減にもつながるものと考えております。</p> <p>こうしたことから、一日でも早く鋼船でのPLC設備の利用が可能となるよう、今回の内容で改正省令が施行されますことをお願い申し上げます。</p>		
4	パナソニック株式会社テクノロジー本部	<p>広帯域PLC設備の利用拡大を実現する法制化に関しまして、平成18年、平成25年に引き続き、今回のご対応をいただき、大変感謝申し上げます。</p> <p>昨今、日本全体としてIoT活用が推進される中、多くのIoT利活用事例が生まれており、弊社でも、IoTを支える重要なコア技術として広帯域PLC設備の活用を推進しています。</p> <p>今回の広帯域PLC設備の利用範囲の拡大によって、これまで限定的な範囲でしか利用できなかった工場、大規模施設に加え、鋼船などで使用可能になれば、弊社としても、日本におけるこの分野でのIoT化の進展にさらに大きく貢献できると考えております。</p> <p>今回の省令改正を通じ、広帯域PLC設備の利用拡大が実現する日を、心待ちにしております。</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
5	高速電力線通信推進協議会	<p>近年、各種センサーの小型軽量化、低廉化が進み、世界中でモノがネットワークにつながるIoTの爆発的な普及が進んでいます。</p> <p>今回の改正案では、工場等での三相三線、鋼船での活用が可能となるなど、広帯域電力線搬送通信設備の利用範囲が拡大されており、日本のIoT化がさらに進展する一助となる内容であり、改正案の内容で制度化されることを事業者として大いに期待しております。</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		また、事業者としては自立電源や直流での利活用等、期待を抱いている分野もあり、さらなる利用範囲の拡大を期待しております。		
6	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 国立天文台	<p>【パブリックコメント全体】 日本における広帯域電力線搬送通信設備は、モデムが発生するコモンモード電流をコンセントでの値で規制しているが、この規制法では電力線網内部にあるスイッチ分岐等の不平衡度の悪い部位で極めて大きな漏洩電界を発生されることが明らかになっています。従って、貴課の重要な任務である電波環境を守る目的を達成するためにはこれ以上電波環境を悪化させないようにする必要があり、広帯域電力線搬送通信設備によるさらなる電波環境悪化に繋がる一切のご提案に反対いたします。</p> <p>【電波法施行規則等の一部を改正する省令案のうち、電波法施行規則第四十四条第一項第一号の(1)および同条第二項第二号の改正提案】 パブリックコメント全体への意見に示した理由により、改正に反対いたします。</p> <p>【無線設備規則第五十九条第一項の改正提案】 パブリックコメント全体への意見に示した理由により、改正に反対いたします。</p> <p>【屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める告示案】 電波法施行規則第四十四条第二項第二号の改正提案に反対することから、本告示案は不要となり、告示案に反対いたします。</p>	<p>本改正案は、工場内の電力線(600V以下 単相/三相交流)の利用など、「広帯域電力線搬送通信設備」の高度化を目的としたものであり、平成31年度の情報通信審議会での技術的条件に関する審議・一部答申を受けて関係規定を定めるものです。</p> <p>コモンモード電流による規律については、平成18年度の情報通信審議会答申で適切なものとされており、当該答申に基づき既に制度化が行われ運用されています。</p> <p>このため、いただいた御意見につきましては、今回の改正案には直接関係しないものと考えています。</p>	無
7	個人	<p>【電波法施行規則等の一部を改正する省令案 3頁「別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事】 高周波利用設備の全部の取替のうち、性能を低下させないなど一定の条件を満たす場合に許可を要しないとする本改正案に賛成します。</p> <p>高周波利用設備は許可申請が必要になっており、許可されるまでは使用することができず、このような設備が突発的に故障した場合、予備品に取り換えたくても許可申請？許可になるまでおよそ1か月設備を稼働することができない。予備品としてすぐに使えるようにするためには、同一の予備品であっても事前に許可申請を要し、このような装置を事前に用意しておく必要があり、固定費が増加するなど企業活動を阻害する要因が排除される本改正案は、合理的であり企業活動に対する効果はとても大きい。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無
8	一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部	<p>【○高周波利用設備の変更手続きの簡素化について 別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事(第45条の2関係)】 高周波利用設備に関しては、機器の一部品に故障が生じた際、同一仕様の予備品への交換を行う場合においても、その都度設置許可申請が必要とされている。突発的に設備が故障した場合等には、許可を受けるまでに工場等の工程を一時停止せざるを得なくなるなど、多数の事業者において事業遂行上の支障や申請に係る負荷が生じており、経団連として改善を求めてきた(※)。</p> <p>本改正案において、「既設の装置について、その特性の範囲内の装置に取り替える場合には、許可を必要とせず、届出による処理を可能とする」(制度改正の概要P.2)対応が取られることで、突発的な設備の故障時などの早期再稼働や、予備品の低減・</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p>	無

		<p>固定資産の圧縮、許可申請に対する工数の低減等が期待できるため、改正を歓迎したい。</p> <p>※2018年度経団連規制改革要望「高周波利用設備の許可申請に関して、同一仕様の予備品等に交換する場合の再度申請の不要化」 https://www.keidanren.or.jp/policy/2019/026_08.pdf</p>		
9	大洋電機株式会社 制御技術本部	<p>電波法施行規則等の一部を改正する省令案等についての意見募集広帯域電力線搬送通信設備の高度化等に関し、以下のとおり意見を提出させていただきますので何卒、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>弊社は長年に渡り船舶の市場を中心に、発電機、電動機、配電システム等を製造販売している企業であり、一社 日本船用工業会の会員企業でもあります。</p> <p>弊社が製品やサービスを提供させて頂いているお客様には、大型貨物船や貨客船から小型の漁船など様々な船舶の運航をされております。昨今それらのお客様の間では、自立運航船や船内機器の監視に向けたネットワーク構築とビッグデータの利活用が急速に活発化しております。小型漁船などでは船内でスマートフォンを利用するためのネットワーク環境の需要も高まっている様です。</p> <p>この様に、海で生活を送る方々にとりまして、ネットワークは必要不可欠なインフラ環境と言えます。電力線通信は既存の電源用配線を利用できる事から、ネットワーク環境の構築の効率化の面でも非常に有利な仕組みであると言えます。電気を取り扱う弊社としても、船内に電力を届ける事と併せて情報も運ぶ事ができる事で、つながる船の実現や船内エンターテイメントの充実、更には、新しいサービス開発への可能性を感じております。</p> <p>鋼船においては、船体自体が鉄製で海水に常時接しているため、シールド効果が期待でき、船内の電波の漏洩等に対しても既に対策が施されていると思えます。</p> <p>以上の様に、船舶において電力線通信が使用可能になる事で、ネットワーク環境の構築効率化や発展性の面でメリットが生まれると考えております。また、将来的には、構築された船内電力線通信ネットワークを活用して、多くのデータを、船舶の安全、効率化、省力化に活用して、持続可能な社会に貢献できるのではないかと感じております。</p> <p>以上の様なことから、今回の内容で改正省令が施行されて、高速電力線通信が鋼船で使用可能となります様、お願い申し上げます。</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
10	JRCS株式会社 海洋営業部	<p>弊社は船用機器を製造・販売しております。昨今、この業界でもDXや脱炭素化がキーワードになっており、船内のネットワーク化、IoT技術、ビッグデータ、AIの活用が始まりつつあります。また、船陸間通信の発展と相まって、こうした新技術を活用した陸上からの船内機器の遠隔監視や自動運航船の技術開発が進められているほか、船員の労働環境（通信環境）改善、観光需要の高まりを受けてフェリーやクルーズ船等で旅客向けのインターネット環境やエンターテイメントの充実などが求められています。</p> <p>こうした新技術を導入するためには、船内でのネットワーク環境の構築が大前提となりますが、船内は各区画が鋼製隔壁等で区切られているため、LANケーブルの敷設工</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		<p>事だけでも多くの工期と費用が発生することがネックとなり、未だに船内のネットワーク化は十分には普及しておらず、上記新技術導入の障壁となっています。</p> <p>今般、総務省において、「鋼船での屋内PLC設備の利用を可能とする」電波法施行規則等の一部を改正する省令等がまとめられたことは大変意義のあることであり、船内LAN環境改善の起爆剤となるものと大いに期待しております。これにより、船内のネットワーク化が進み、将来的には船内のあらゆる機器がネットワークを通して陸上ともつながり、海事分野におけるIoT技術、ビッグデータ、AI等の活用が促進され、自動運航船の実現、運航の最適化による燃費削減・温室効果ガス削減にもつながるものと考えております。こうしたことから、一日でも早く鋼船でのPLC設備の利用が可能となるよう、今回の内容で改正省令が施行されることをお願いするところです。以上</p>		
11	BEMAC株式会社	<p>当社BEMAC株式会社では船舶における船内電装工事が主な事業の一つとなっております。</p> <p>船内の電装工事(電線敷設)は重労働であり、また昨今の労働人口の減少により働き手の確保に課題が出ている一方、船内の高度情報化の流れにより敷設する電線の量は増加することが予想されます。</p> <p>その中で船内の省配線に繋がるPLC技術には大いに期待をしているところであり、鋼船に於けるPLC設備利用に関する検討についてこれを可能とする方向になっている事に賛同致します。</p> <p>船内の情報通信網の構築に多様な選択肢があることで、新造船・就航船を問わず新しいサービスを生む下地が出来ることにも期待しています。</p> <p>是非早々に鋼船におけるPLC設備の利用が可能になる様、お願い申し上げます。</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無
12	個人	<p>別表第六号 許可を要しない高周波利用設備の変更の工事について 高周波発生装置の変更の工事の変更時に基本的に暗室測定実施、且つ変更装置の特性に差異がなければ、変更許可申請不要とのことで歓迎致します。</p> <p>一点不明点ですが、電波法施行規則別表第六号第1の表2の項の(1)の運用を適用させるためには、新設時に事前に適用している設備として申請をする必要があるのでしょうか？それとも、既存の設備に対して、今後届け出のみで、設備変更が可能とのことでしょうか？</p> <p>また、伝導妨害波測定時のEUT位置の規定追加もAGVなどの実使用位置の実態に則した状態での測定となり、歓迎致します。</p> <p>今後、WPTをCISPRベースの法改正、及び型式指定可能な設備として法整備を進めていただければと存じます。</p>	<p>本案に対するご賛同の意見として承ります。</p> <p>また、今回の改正案は、電波法施行規則別表第六号第1の表2の項の(1)の高周波発生装置の変更の工事であるため当該部分の全部の取替えに該当し条件に適合する場合には、既存の設備に対して今後届出のみでの手続を可能とするものです。</p>	無
13	寺崎電気産業株式会社	<p>弊社は長年に渡り船舶市場に、配電システムや監視制御システム等を製造販売しています。</p> <p>IoT技術、ビッグデータ、AI等の活用は、今や陸上だけではなく海事業界においても活発化しており、弊社のお客様方からも船内でのネットワーク環境が必要なお問い合わせ</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

		<p>合わせをいただくことが多々あります。あらかじめネットワーク環境を構築された船もありますが、環境の整っていない船においてはネットワーク環境の構築から始める必要があり、ネックとなっております。</p> <p>今後、船内のネットワーク環境は不可欠なものとなります。インターネット環境やエンターテインメントだけでなく、自動運航船や遠隔監視システムなどで船内ネットワークは必要です。船舶において電力線通信が使用できるようになると、ネットワーク環境の構築が非常に効率的で有効です。今まで以上にネットワーク環境が普及し、構築された船内電力通信ネットワークを利用した船舶の安全、効率化、省力化に寄与する製品、サービスが大いに増えると考えております。</p> <p>以上より、鋼船で高速電力線通信の利用が可能となるよう、今回の内容で改正省令が施行されますことをお願い申し上げます。</p>		
--	--	--	--	--

注 そのほか、案について全く言及しておらず、無関係と判断されるものが1件ございました。